

宮城北部地域森林計画書

(宮城北部森林計画区)

令和5年12月策定

計画期間 (自 令和 6年4月1日)
(至 令和16年3月31日)

宮 城 県

はじめに

「地域森林計画」は、森林法第5条により、都道府県知事が「全国森林計画」に即して5年ごとに10年を一期としてたてる計画で、市町村がたてる「市町村森林整備計画」や森林所有者が作成する「森林経営計画」の指針となるものです。

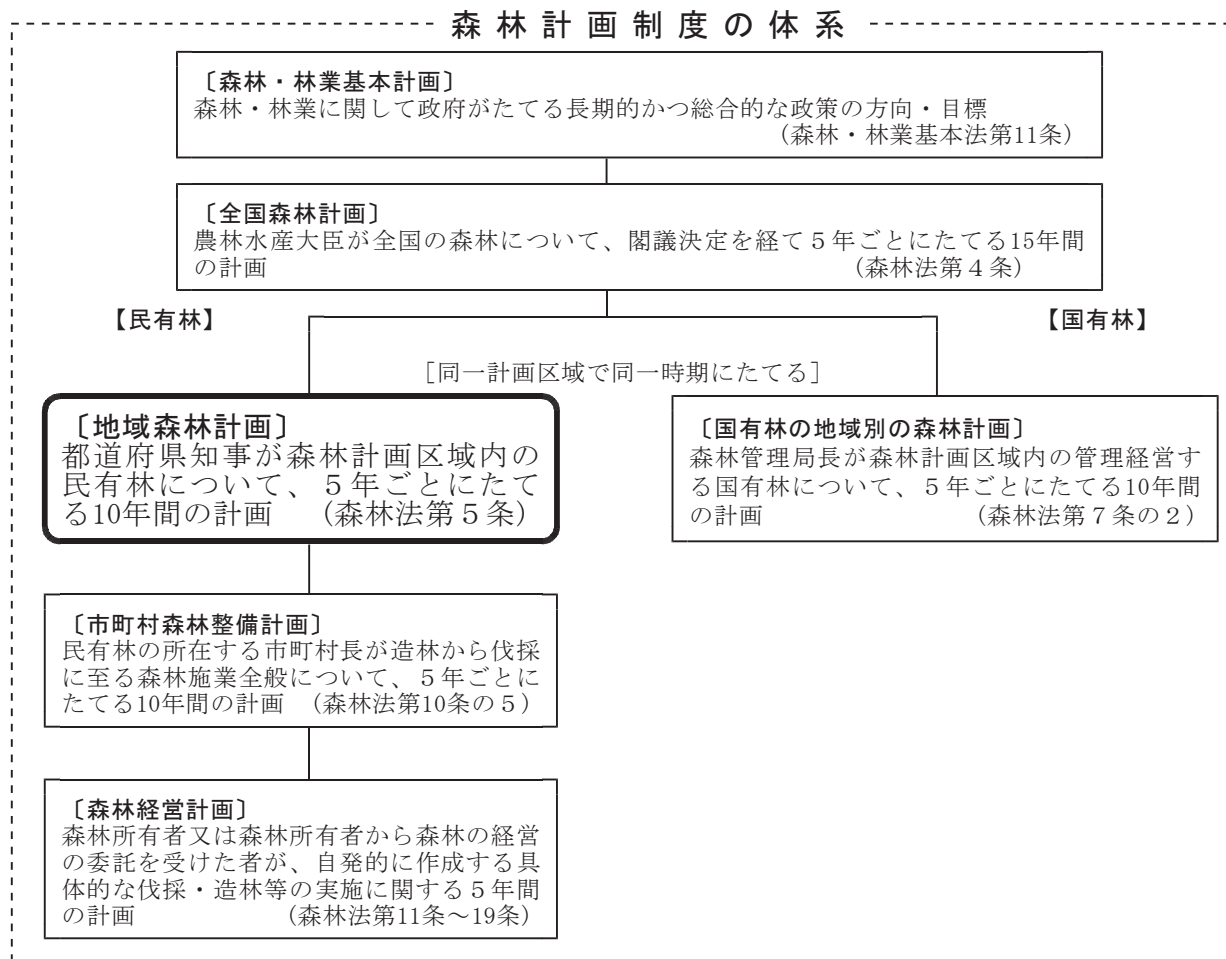
本県には、宮城北部及び宮城南部の2つの森林計画区があり、本計画は**宮城北部森林計画区**について策定したものです。

本県の森林は県土面積の57%を占め、水源の涵養や県土の保全、木材などの林産物の供給に加え、生物多様性の保全など多様な機能を持ち、県民生活に大きな役割を果たしています。二酸化炭素等の温室効果ガスの削減のため、森林が有する二酸化炭素吸収源としての機能を十分に発揮させるため、間伐等の森林整備を確実に実施していくことが必要となっています。

戦後造林された人工林は利用期を迎え、県内の充実した森林資源の循環利用が課題となっています。しかし、長期に渡る木材価格の低迷等により、林業所得の減少に伴う経営意欲の減退、林業従事者等の減少等、森林・林業を取り巻く状況は引き続き厳しい状況にあります。

こうした中、本県では平成30年3月に「みやぎ森と緑の県民条例」を制定するとともに、同条例の基本計画である「新みやぎ森林・林業の将来ビジョン」を策定し、令和4年度中には中間見直しを行いました。令和9年度末までの森林・林業施策の指針である同基本計画に基づき、林業・木材産業の振興と森林の整備・保全に関する施策の強化に取り組むこととしています。

本計画は、このようなことを念頭において、森林の多様な機能が十分に発揮されるよう、森林整備に関する基本的な方向と目標・基準を示しています。



計画のあらまし

1 計画の対象森林

地域森林計画は、民有林のうち森林法第5条に規定する森林を対象*として、県内2つの計画区ごとに策定しており、本計画区の面積は次のとおりです。

(単位 面積：ha)

森林計画区	土地面積	森林面積	民有林面積	計画対象森林面積
宮城北部森林計画区	449,904	250,670	175,585	175,198
県 総 数	728,229	414,051	283,303	282,698

※ 土地面積は宮城県統計年鑑（令和4年版：宮城県企画部統計課）、森林面積及び民有林面積等は東北森林管理局及び林業振興課資料による。

2 宮城北部森林計画区の計画事項

本計画では、森林の多様な機能の高度発揮や持続可能な森林経営の実現、森林資源の適正な利用等を目的として、全国森林計画に即し、森林の整備及び保全に関する10か年間（令和6年度～令和15年度）の計画数量及び指針等を定めています。

なお、主な計画数量等は、下記のとおりです。

(1) 森林の構成（面積・森林蓄積）の計画期末の目標

区 分	面 積 (ha)			森林蓄積 (千 m^3)
	育成単層林	育成複層林	天然生林	
現 況	100,986	671	67,373	42,644
計画期末	99,007	805	71,853	41,230

(2) 伐採立木材積の目標

区 分	総 数 (千 m^3)			主 伐 (千 m^3)			間 伐 (千 m^3)		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
計画区総数	6,291	5,754	537	4,600	4,063	537	1,691	1,691	—

(3) 人工造林及び天然更新別の造林面積の目標

区 分	人工造林面積	天然更新面積
計画区総数	14,323ha	4,029ha

(4) 林道開設目標

区 分	開設路線数	開設延長
計画区総数	50 路線	118km

(5) 保安林として管理すべき森林の計画期末面積

区 分	全保安林面積(実面積)
計画区総数	49,438ha

(6) 実施すべき治山事業の数量

区 分	治山事業施行地区数
計画区総数	310 地区

3 市町村森林整備計画及び森林経営計画との関連

市町村長は、本計画との適合を前提として、地域の実情に応じた具体的な森林施業の方法等の規範を示す「市町村森林整備計画」を作成します。森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者は、その所有又は管理する森林について、具体的な伐採・造林等の実施に関する「森林経営計画」を属人又は属地的に作成することができます。

4 復興整備計画に係る地域森林計画区域の変更について

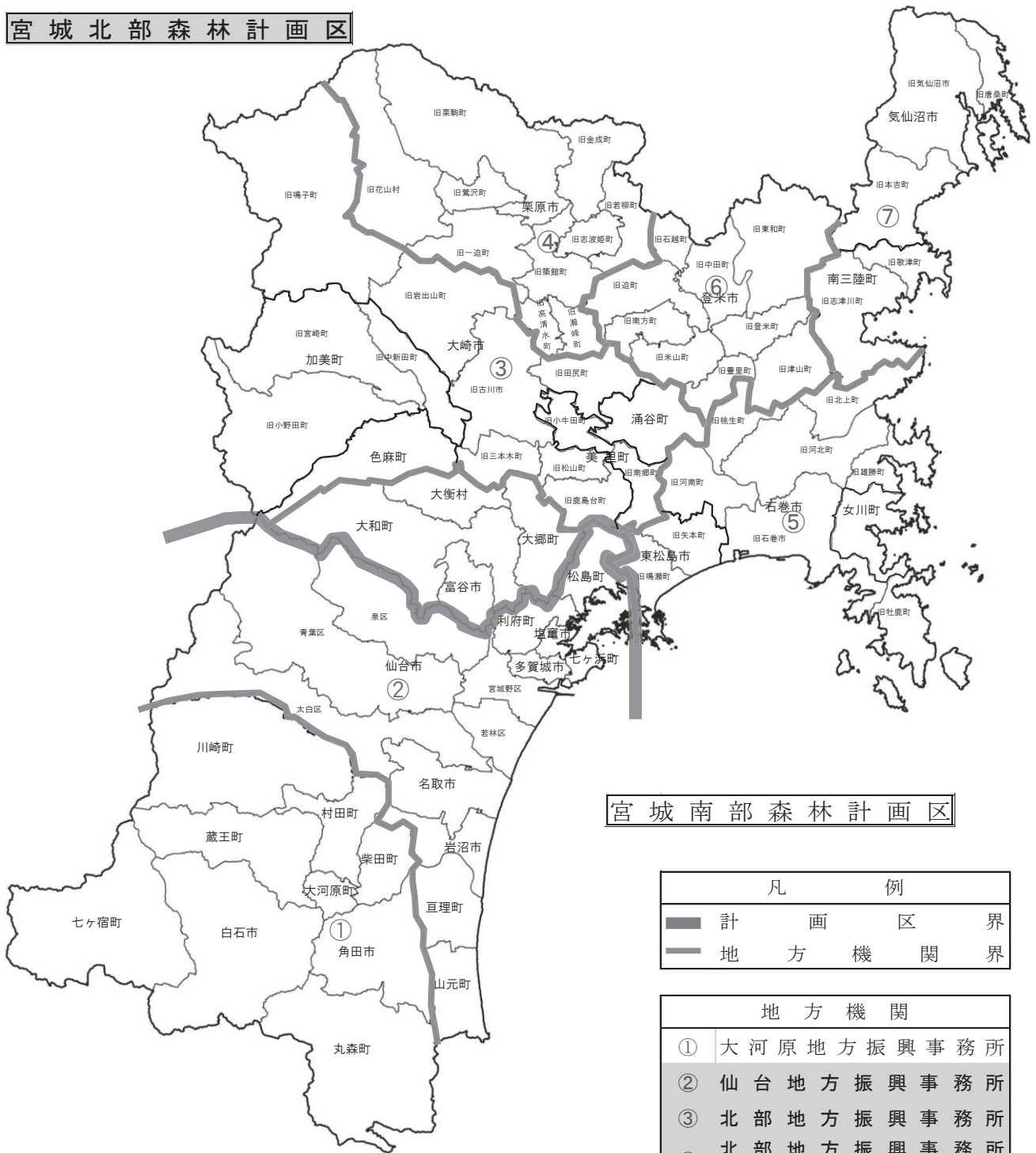
東日本大震災復興特別区域法では、復興整備計画に記載された事業が計画対象森林に係る場合、その箇所を計画対象森林から除外する旨を復興整備計画に記載して公表することにより、地域森林計画が変更され当該個所が計画対象森林から除外されたものと見なす特例が定められています。

令和5年度中に特例を適用した箇所については、令和6年度以降の地域森林計画の変更の際に反映しますので、それまでの間は、地域森林計画書と関係する復興整備計画書を併せて備え付けることとします。

* 計画の対象森林：森林法第5条の規定に基づき、森林の整備及び保全並びに伐採や造林に関する計画をたてることとなり、この計画の対象となる森林は5千分の1の地形図（森林計画図）に図示されている。この計画の対象森林において立木を伐採する場合や開発を行う場合は、事前の届出や許可が必要となる。

宮城北部森林計画区位置図

宮城北部森林計画区



目 次

はじめに

計画のあらまし

宮城北部森林計画区位置図

I 宮城北部森林計画区の概要

第1	自然的条件	
1	地形	1
2	地質	2
3	土壌	2
4	気象	2
5	植生	3
第2	社会経済的条件	
1	人口	4
2	土地利用	4
3	地域産業	5
4	交通網	5
第3	森林・林業の概要	
1	森林資源	5
2	林業・木材産業の概況	7

II 計画樹立に当たっての基本的考え方

第1	森林の整備及び保全の課題	
1	本計画区の特徴	8
2	現状と課題	8
第2	前期実行結果の概要及びその評価	9
第3	森林の整備及び保全の推進方向	
1	持続可能な森林経営の推進	12
2	重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全	12
3	林業生産基盤の整備	12
4	森林施業の合理化の推進	12
5	森林の保全・管理の推進	12

Ⅲ 計画事項

第1	計画の対象とする森林の区域	13
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	15
(1)	森林の整備及び保全の目標	15
(2)	森林の整備及び保全の基本方針	16
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	17
2	その他必要な事項	17
第3	森林の整備に関する事項	
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	18
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	18
(2)	立木の標準伐期齢に関する指針	18
(3)	その他必要な事項	18
2	造林に関する事項	19
(1)	人工造林に関する指針	19
(2)	天然更新に関する指針	20
(3)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	21
(4)	その他必要な事項	21
3	間伐及び保育に関する事項	22
(1)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	22
(2)	保育の標準的な方法に関する指針	23
(3)	その他必要な事項	23
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	24
(1)	公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	24
(2)	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	25
(3)	その他必要な事項	25
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	26
(1)	林道（林業専用道を含む）の開設及び改良に関する基本的な考え方	26
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	26
(3)	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	26
(4)	路網の規格・構造についての基本的な考え方	26
(5)	林産物の搬出方法等	27

6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	28
(1)	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	28
(2)	森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	28
(3)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	28
(4)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	29
(5)	林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	29
(6)	その他必要な事項	29
第4	森林の保全に関する事項	
1	森林の土地の保全に関する事項	30
(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	30
(2)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	30
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	30
2	保安施設に関する事項	32
(1)	保安林の整備に関する方針	32
(2)	保安施設地区の指定に関する方針	32
(3)	治山事業の実施に関する方針	32
(4)	特定保安林の整備に関する事項	32
3	鳥獣害の防止に関する事項	33
(1)	鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	33
(2)	その他必要な事項	33
4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	33
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	33
(2)	鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	33
(3)	林野火災の予防の方針	33
第5	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	
1	保健機能森林の区域の基準	34
2	その他保健機能森林の整備に関する事項	34
(1)	保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針	34
(2)	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針	34
第6	計画量等	
1	伐採立木材積	35
2	間伐面積	35
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	35

4	林道の開設及び拡張に関する計画	36
(1)	林道の開設	36
(2)	林道の拡張	38
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	42
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	42
イ	保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積	42
ロ	計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等	42
ハ	計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積等	44
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	44
(3)	実施すべき治山事業の数量	45
6	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	46
第7	その他必要な事項	
1	保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	47

(附) 参考資料

1	森林計画区の概要	
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	55
(2)	地況	57
(3)	土地利用の現況	58
(4)	産業別生産額	60
(5)	産業別就業者数	62
2	森林の現況（地域森林計画対象森林）	
(1)	齢級別森林資源表	64
(2)	制限林普通林別森林資源表	66
(3)	市町村別森林資源表	68
(4)	所有形態別森林資源表	72
(5)	制限林の種類別面積	74
(6)	樹種別材積表	78
(7)	特定保安林の指定状況	79
(8)	荒廃地等の面積	80
(9)	森林の被害	82
(10)	防火線等の整備状況	83
3	林業の動向	
(1)	保有山林規模別林業経営体数	84
(2)	森林経営計画の認定状況	86

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況	90
(4) 森林組合及び生産森林組合の現況	91
(5) 林業事業者等の現況	95
(6) 林業労働力の概況	97
(7) 林業機械化の概況	99
(8) 作業路網等の整備の概況	100
4 林地の異動状況（地域森林計画対象森林）	
(1) 前計画第三次変更時点から1年間の異動状況	101
(2) 過去5年間の異動状況	103
5 森林資源の推移	
(1) 分期別伐採立木材積等	105
(2) 分期別期首資源表	106
6 その他	
(1) 天然更新完了基準	107
(2) 一般材生産施業体系図	108
(3) 持続的伐採可能量	109

I 宮城北部森林計画区の概要

I 宮城北部森林計画区の概要

本計画区は、県のほぼ中央部から北部を包括し、南は宮城南部森林計画区に、西は奥羽山脈を境として山形県と、北は秋田県及び岩手県とそれぞれ接し、東は太平洋に面している、石巻市ほか6市9町村からなる総面積 449,904haの区域である。包括される市町村は、次のとおり。

計画対象森林面積		175,197.84 ha
包括される市町村	仙台地方振興事務所管内	とみやし たいわちよう おおさとちよう おおひらむら 富谷市、大和町、大郷町、大衡村
	北部地方振興事務所管内	おおさきし ふるかわし まつやままち さんぼんぎちよう かしまだいまち 大崎市(旧古川市、旧松山町、旧三本木町、旧鹿島台町、 いわでやままち なるこちよう たじりちよう 旧岩出山町、旧鳴子町、旧田尻町)、 しまちちよう かみまち なかにいだまち おのだまち みやざきちよう 色麻町、加美町(旧中新田町、旧小野田町、旧宮崎町)、 わくやちよう みさとまち こごたちちよう なんごうちちよう 涌谷町、美里町(旧小牛田町、旧南郷町)
	北部地方振興事務所 栗原地域事務所管内	くりはらし つきだてちよう わかやなぎちよう くりこままち たかしみずまち いちはさまちちよう 栗原市(旧築館町、旧若柳町、旧栗駒町、旧高清水町、旧一迫町、 せみねちよう うぐいさわちちよう かななりちよう しわひめちちよう はなやまむら 旧瀬峰町、旧鶯沢町、旧金成町、旧志波姫町、旧花山村)
	東部地方振興事務所管内	いしのまきし いしのまきし かほくちちよう おがつちちよう かなんちちよう ものうちちよう 石巻市(旧石巻市、旧河北町、旧雄勝町、旧河南町、旧桃生町、 きたかみまち おしかちちよう 旧北上町、旧牡鹿町)、 ひがしまつしまし やもとちちよう なるせちちよう おながわちちよう 東松島市(旧矢本町、旧鳴瀬町)、女川町
	東部地方振興事務所 登米地域事務所管内	とめし はさまちちよう とよままち どうわちちよう なかだちちよう とよさとちちよう 登米市(旧迫町、旧登米町、旧東和町、旧中田町、旧豊里町、 よねやまちちよう いしこしまち みなみかたまち つやまちちよう 旧米山町、旧石越町、旧南方町、旧津山町)
	気仙沼地方振興事務所管内	けせんぬまし けせんぬまし からくわちちよう もとよしちちよう 気仙沼市(旧気仙沼市、旧唐桑町、旧本吉町)、 みなみさんりくちちよう しづがわちちよう うたつちちよう 南三陸町(旧志津川町、旧歌津町)

第1 自然的条件

1 地形

本計画区の西端を南北に走る奥羽山脈は、北から栗駒山(1,626m・栗原市(旧栗駒町)、岩手県)、小釜山〔禿岳〕(1,261m・大崎市(旧鳴子町))、翁峠(1,075m・加美町(旧小野田町))、山形県)、船形山(1,500m・色麻町)を主峰とする山塊であるが、東方に向かうにつれ急激に標高を減じながら、山麓部、丘陵部、平野部へと移行し中央部に至る。この中央部の一部にはののだけ麓岳山(236m・涌谷町)、か加護坊山(223m・大崎市(旧田尻町))、旭山(173m・石巻市(旧河南町))などの丘陵性の山塊が点在するものの、穀倉地帯を形づくる沖積平野が広がっている。

さらに東方へと向かうと、北上川を経て北上高地に至る。この高地の様相は丘陵に近いところも

あるが、最高峰の大森山（759m・気仙沼市、岩手県）をはじめ、北から田東山（511m・気仙沼市（旧本吉町）、南三陸町（旧歌津町））、翁倉山（531m・石巻市（旧北上町）、登米市（旧津山町））、硯上山（519m・石巻市（旧雄勝町））などを擁し、山頂部に準平原のなごりを残してはいるが中腹以下は急峻で傾斜地が多く、壮年期的地形を呈している。

北上高地の東側はリアス式海岸で太平洋に面し、北から大島（気仙沼市）、出島（女川町）、金華山（石巻市（旧牡鹿町））、網地島（石巻市（旧牡鹿町））、田代島（石巻市）などの島しょが陸地からあまり離れていない位置に点在している。近海は日本有数の漁場となっている。

河川は、平野部の中心を北上川が南下して太平洋にそそぎ、北上川の支流には奥羽山脈に源を發する迫川、江合川をはじめとする大小河川があつて、栗原、登米、大崎などの穀倉地帯を潤している。さらに鳴瀬川、吉田川が大崎耕土の南部を東流し仙台湾に注いでいる。これらの河川には栗駒ダム、荒砥沢ダム、花山ダム、鳴子ダム、漆沢ダム（加美町（旧小野田町））、南川ダム（大和町）などの多目的ダムをはじめ、農業用ダムも多数建設されている。北上高地は、分水界と海岸線との距離が短いため大川、津谷川、定川など小規模な二級河川が太平洋に注いでいる。

また、平成20年の岩手・宮城内陸地震では、栗原市などで大規模な山地災害が発生し、甚大な被害をもたらし、平成23年の東北地方太平洋沖地震では、激しい揺れと大津波によって沿岸部を中心に未曾有の被害が発生した。

2 地質

奥羽山脈の栗駒山、小鎗山〔禿岳〕、船形山一帯は新期火山噴出物の安山岩類からなっており、その周辺は第三紀緑色凝灰岩が分布する。

さらに山地から丘陵部に移ると第三紀の石英安山岩類や凝灰岩類が大宗を占め、中央部の篋岳山は第三紀の泥岩、砂岩及び火砕岩からなっている。

北上高地は古生代及び中生代の堆積岩である砂岩、泥岩及び粘板岩が主体をなしているが、一部に貫入岩類である花崗岩も見られる。このためこの一帯には硯・スレート・碎石等の採取場が多く見られ、一部石灰も生産されている。

3 土壌

奥羽山脈の標高700～800mを超える山腹上部からポドゾル化土壌が見られるが、それ以下の標高地では褐色森林土が大勢を占めている。また、山麓から丘陵地に至る平坦地及び沢筋には、火山灰を母材とする黒ボク土が分布している。

丘陵地帯は褐色森林土を主体とするが、乾性のものの占める割合が多く、緩斜面の山頂部には残積性で薄い黒ボク土が被っているところがある。

北上高地も褐色森林土が主体であるが緩斜面山頂部には残積性の黒ボク土が分布し、古い時代に生成された赤色土も局所的に見られる。また、中腹から沢筋にかけては礫を含んだ崩積性の土壌が多く分布した生産力の高い地域を有する。

4 気象

本計画区内にある11の気象庁観測地における令和2年～4年の3か年平均は、次のとおり。

(1) 気温

年平均気温は、山間部の駒ノ湯（旧栗駒町）で9.1℃と最も低く、中央部の米山で12.3、沿岸

部の女川で12.4℃、11観測地で最も高いのは石巻の12.5℃、計画区平均は11.8℃である。

(2) 年間降水量

年間降水量は、駒ノ湯（旧栗駒町）で2,004mmと最も多く、次いで川渡（旧鳴子町）の1,645mm、女川の1,366mmなどで、11観測地で最も少ないのは石巻の1,009mmとなっている。

(3) 最深積雪深

積雪は、公表データによると奥羽山脈に多く、最大値は駒ノ湯の126cm、次いで川渡の51cm、古川の25cmで、沿岸部の石巻では8cmとなっている。

5 植 生

(1) 沿岸地帯

石巻市から気仙沼市までのリアス式海岸には、主にヒサカキやコナラなどを伴うアカマツ林が成立しているが、南三陸町志津川の野島などにはクロマツ林が成立している。海蝕崖には、オオバイボタやトベラなどが分布している。

この地帯は、海流の影響で内陸部に比べて気候が温暖であり、島嶼や岬端などの土壌が肥沃で、冬の季節風が当たらないような場所には、暖地性のタブノキ林が成立している。

石巻市の八景島や志津川町の椿島などは全島タブノキ林で覆われ、林内の下生えには、北限種であるモチノキやユズリハをはじめ、ヤブツバキやヒサカキなどの常緑広葉樹が多い。

東松島市やリアス式海岸に介在する各地の砂浜海岸には、ハマニンニクやコウボウムギなどの海浜植物の背後に、内陸部を飛砂や塩害から守り、津波の被害を軽減するため、藩政時代から多くの努力を払ってクロマツ林が造成され、地域の重要な環境資源となっていたが、東北地方太平洋沖地震に伴う津波により流出、倒伏、幹折などの壊滅的な被害を受けた。現在では復旧工事が完了し、防災機能が十分に発揮されるまで、関係者が一丸となり適切な保育管理を進めているところである。

(2) 平野地帯

平野部はほとんど耕地と市街地であるが、湿地帯周辺にはハンノキが、河川敷はシロヤナギ、イヌコリヤナギなどが見られ、湖沼や河川の岸边にはヨシやマコモの群落が見られる。

(3) 丘陵地帯

平野から標高300m程度までの地域である。暖温帯から冷温帯への推移帯で、中間温帯と呼ばれる。

その多くが、人間の伐採によりぼう芽力^{*1}の強いコナラなどの二次林^{*2}になっていると言われているが、花粉分析などの結果、人為の影響を受ける前からコナラが主要な構成種であったと見られている。コナラに次いで、クリ、カスミザクラが多く、本県の里山の自然景観を代表している。尾根筋にはモミやアカマツが、林内にはシデ類やイヌブナ、ケヤキなどが混生しており、下層植生にもツツジ科植物などの多くの種類が見られる。

スギやアカマツなどの人工林も多い。登米市の平筒沼の近くには、アカシデ林が成立している。

(4) 山地帯

およそ標高300m～1,400mの地域で、冷温帯に属する。奥羽山脈の多雪地帯には、下生えにチ

*1 ぼう芽：主に広葉樹を伐採した後、切り株又は地際部から出る芽

*2 二次林：自然林が、災害又は人為的伐採等により消失し、その後に生育した森林

シマザサなどを伴う日本海型のブナ林が成立している。

比較的標高の高い地域にはミズナラ林が、その下部にはコナラ林が広く分布している。ミズナラ林も人間の伐採などの影響による二次林だと言われているが、花粉分析などにより、ミズナラも人為の影響を受ける前から主要な構成種であったと見られている。

沢通りなどの湿潤地にはトチノキ・サワグルミ林が、尾根筋などの乾燥し易い場所にはキタゴヨウ・クロベ林が成立している。スギやアカマツなどの人工林も多い。

鬼首おにこうべの自生山じしょうざんには、本県唯一のスギの天然林があり、ブナと混生している。鬼首の田代の氾濫原には、ハルニレ林が成立している。

金華山島などの山頂付近には、太平洋型のブナ林がぽつぽつと残存している。

(5) 高山帯・亜高山帯

栗駒山及び船形山の山頂付近にはハイマツ群落が分布し、ミネカエデ、ハクサンシャクナゲ、ミネザクラなどを伴い、草本層には、マイヅルソウ、ミツバオウレン、ツルツゲなどが見られる。また、標高約1,100～1,600mには、ミヤマナラ、ミネカエデ、ナナカマドなどの落葉低木群落が分布し、アカミノイヌツゲ、キャラボク、ツルシキミなどの常緑低木を伴い、林床にはマイヅルソウ、タケシマラン、ゴゼンタチバナなどが見られる。

第2 社会経済的条件

1 人口（宮城県統計年鑑（令和4年版・宮城県企画部統計課）

本計画区の人口は689,177人で、県総数2,301,996人の30%を占め、石巻市の140,151人を最高に、大崎市（127,330人）、登米市（76,037人）、栗原市（64,637人）の順となり、最少は大衡村の5,849人となっている。

人口密度は計画区平均で153人/km²で、県平均316人/km²の2分の1となっている。

2 土地利用

本計画区の総面積は、449,904haで県土面積728,229haの62%に当たり、土地利用の現況は次のとおり。

(単位 面積:ha)

	農 地			そ の 他	
	総 数	田	畑	総 数	うち宅地
総 面 積 (100%) 449,904	(20%) 91,616	79,187	12,429	(23%) 108,352	23,034
	森 林			備考 本表は宮城県統計年鑑(令和4年版)を基に作成したもので、森林面積は、参考資料「(1)市町村別土地面積及び森林面積」と一致しない。	
	総 数				
	(56%) 249,936				

本計画区の森林率は56%と県平均(57%)とほぼ等しく、市町村別では、女川町の80%を最高に、5市町が70%を超えている。

農地は20%と県平均(17%)より高く、奥羽山脈と北上高地の間に広がる大崎耕土を中心とした本県を代表する穀倉地帯となっている。

3 地域産業

本計画区内の産業別総生産額は、第1次産業が975億2百万円(計画区内の総生産額に対する割合:3%)、第2次産業は1兆1,151億69百万円(同:41%)、第3次産業は1兆5,095億36百万円(同:56%)で、県全体に占める割合はそれぞれ76%、48%、21%となっており、県全体の第1次産業に占める割合が大きい。

なお、第一次産業のうち林業の総生産額は38億25百万円で県全体の68%となっている。

就業者総数は35万5,073人で県全体の30%を占め、これを産業別で見ると、第1次産業3万2,797人(うち林業964人)、第2次産業10万2,375人、第3次産業21万9,901人となっている。

4 交通網

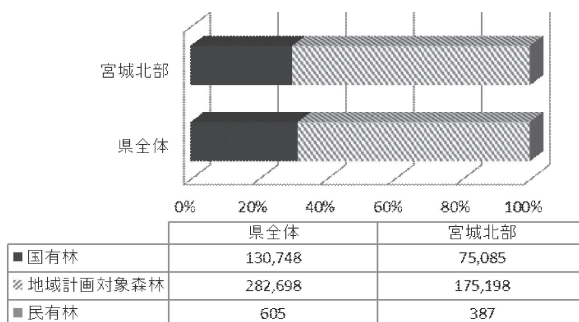
鉄道は、JR古川駅及びJRくりこま高原駅を通過する東北新幹線が南北に縦断するとともに、これとほぼ並行して東北本線が縦断し、陸羽東線及び石巻線が東西に横断している。また、仙台市を起点とする仙石線が仙台湾岸を石巻市までつなぎ、石巻線から分かれた気仙沼線が北部沿岸を北上し、気仙沼市を経て岩手県大船渡市までつないでいる。道路は、県中央部を東北縦貫自動車道と国道4号が並行して南北に縦断しているほか、沿岸部では国道45号が石巻市を経て気仙沼市及び岩手県へと通じており、これと並行する三陸縦貫自動車道も整備されている。また、国道47号・国道108号やみやぎ県北高速幹線道路等の東西交通軸が形成されており、その他主要な国道及び県道を含めた道路網は、地域の産業経済発展の基盤となっている。

第3 森林・林業の概要

1 森林資源

森林面積は250,670haで、その内訳は国有林が75,085ha(国有林率:30%)、民有林が175,585ha(民有林率:70%)となっている。

民有林のうち本計画の対象となる森林の面積は175,198haで、県全体の計画対象森林面積の62%を占める。また、材積は4,264万4,422m³で、県全体の65%を占めている。

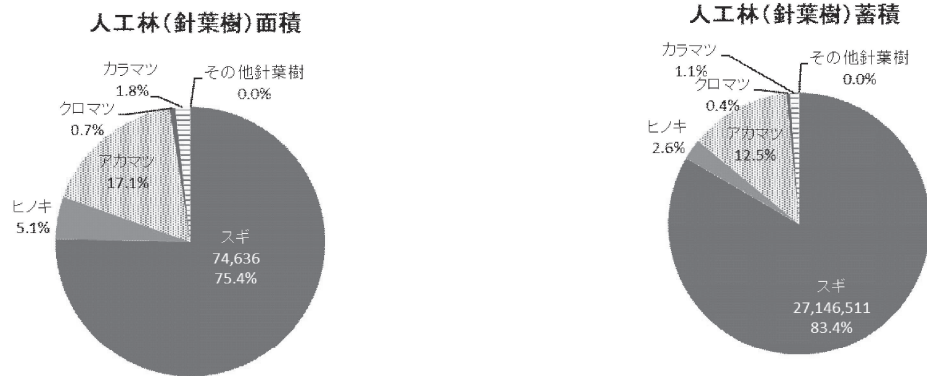


所有形態別では県有林9,095ha(5%)、市町村有林25,018ha(14%)、財産区^{*1}有林403ha(0.2%)、私有林140,682ha(80%)となっている。

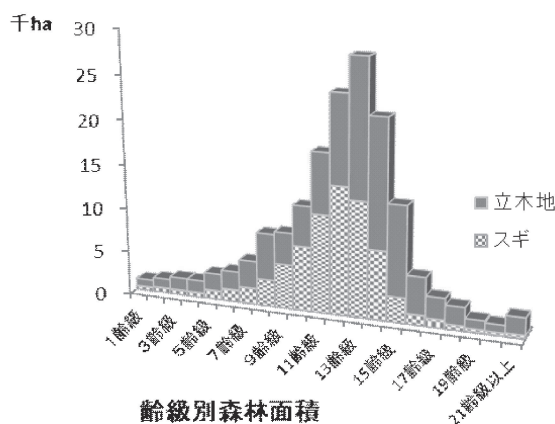
林地の利用状況は立木地170,145ha(うち竹林1,115ha)、無立木地5,053haであり、普通林^{*2}・制限林^{*3}では普通林115,703ha、制限林59,495haで、制限林の割合は34%となっている。

立木地のうち針葉樹・広葉樹別の割合は、面積では針葉樹62%、広葉樹38%、材積では針葉樹80%、広葉樹20%となっており、1ヘクタール当たりの平均材積は針葉樹325m³、広葉樹133m³で、全体平均では243m³である。平均材積は全体平均で前計画より3m³増加している。また、人工林率は59%で、県平均54%を上回っている。

樹種別では、人工林はスギ74,636ha(材積27,147千m³、ヘクタール当たり材積364m³)、ヒノキ5,015ha(同835千m³、167m³/ha)、アカマツ16,923ha(同4,071千m³、241m³/ha)となっており、スギは人工林の針葉樹のうち面積で75%、材積で83%を占める。また、天然林はアカマツ5,519ha(同1,406千m³、255m³/ha)、クヌギ1,033ha(同165千m³、159m³/ha)、その他広葉樹61,737ha(同8,239千m³、136m³/ha)でコナラ・クリ林が主体を占めている。



人工林の主体を占めるスギについて齢級別構成を見ると、Ⅷ齢級(36~40年生)が3,024ha、Ⅸ齢級(41~45年生)が5,016ha、Ⅹ齢級(46~50年生)が7,272ha、Ⅺ齢級(51~55年生)が11,044ha、Ⅻ齢級が14,379ha、ⅩⅢ齢級が12,970haで、Ⅻ齢級がピークで、次いでⅩⅢ齢級が多いことから森林資源は充実していることがわかる。



*1 財産区：特別地方公共団体の一つ。市町村の一部で山林などの財産を持つ法人。
 *2 普通林：制限林以外の森林
 *3 制限林：保安林や自然公園特別地域などで、法令により伐採の制限を受けている森林

2 林業・木材産業の概況

本計画区内の林業経営体は344経営体で、そのうち1ha以上の山林を保有する林業経営体数は320で、県全体（489）の65%を占めている。3～30haを保有する林業経営体数は234で、県全体の林業経営体の68%を占めている。

産業別の就業者数で見ると、本計画区内で林業に就業している人数は962人で、県全体の林業就業者数（1,541人）の62%を占めているが、この人数は第一次産業の就業者数の3%に過ぎない。また、産業別の生産額では、本計画区の林業生産額は38億25百万円で県全体の林業生産額（56億57百万円）の68%を占めているが、これは本計画区の第一次産業の生産額の4%となっている。

本計画区内の林業・木材産業事業体のうち、林業事業体は44事業体で、木材木製品製造業のうち製材業及び木製品製造業が83事業体で、造作材、合板、建築用組立材料製造業及び木製容器製造業は31事業体となっており、その他の木製品製造業が10事業体となっている。

一方、森林組合は本計画区内に10組合があり、組合員数は14,650人、組合員が所有する森林面積は101,620haで、民有林面積の63%を占めている。払込済出資金の合計は977,823千円で、1組合当たりは97,782千円となっている。執行体制について見ると常勤役員を置いている組合は7組合、職員は10組合で102名となっている。

組合活動を経済事業取扱高で見ると、経済事業取扱高は6,987,933千円で県全体の79%となっており、森林整備事業、販売・林産事業が組合事業の主要な部門となっている。

雇用労働者は280人（県全体の70%）で、年間延べ労働日数は60,996日（同73%）、1人当たりの年間労働日数は218日となっている。